２０２６年８月３１日

株式会社文化放送 取締役会長 齋藤 清人 様

同 代表取締役社長 田中 博之 様

「おはよう寺ちゃん」パーソナリティ 寺島尚正 様

化学物質過敏症に関する情報提供

横浜市青葉区[redacted]

藤 井 敦 子

藤井敦子と申します。この度ご連絡いたしましたのは、カナリア・ネットワークが御社に対しBPOに申立てを行った件について、お伝えしたいことがあるからです。申立ての内容が公開されていないので、貴社の参考になるかどうかは分かりませんが、「香害」の最も基本的な論点は、科学的根拠があるのか、それとも疑似科学なのかという点ではないかと思います。

私の夫は２０１７年に、隣人家族３名（父親・母親・娘）から「夫の吸うタバコの副流煙により化学物質過敏症・受動喫煙症に罹患した」として４５００万円で提訴されました。しかしながら、夫は自宅の気密構造の防音室で一日わずか数本を吸っていたに過ぎませんでした。裁判所は、原告の訴えを棄却しました。

この事件を通じて、「香害」が疑似科学であることを、私は確信しました。たとえば、夫が不在の時に、原告である「父親」が煙草に匂いを感じたとする日記を記していたことが、審理の中で明らかになりました。しかも、このような記述は複数回（３８日間）にわたってあります。これはずばり申し上げると、極端な妄想にほかなりません。

この父親は、その妄想が高じて、空想の世界と現実の世界の区別がなくっていたことが、法定で露呈しました。たとえば、原告の父親は、提訴２年前まで何十
年にもわたって煙草を吸っていたのです。ヘビースモーカーであったにもかかわらず、その事実を隠したまま医師の診察を受け、「受動喫煙症」の病名を付した診断書を交付してもらい、訴訟を起

こしたのです。

その診断書を交付した医師宮田幹夫（旧そよ風クリニック）や作田学医師の診断方法も、法廷で問題になりました。両医師は、問診を最重視していて、「患者」が申告した症状を最重視して、化学物質過敏症の診断を下していました。

宮田医師の場合は、眼科検査と平衡感覚検査を行っていましたが、裁判では「宮田医師が行った各種検査は、いずれもタバコの副流煙と結びつくものではないから、その根拠となり得るものは原告娘の主訴以外には特段うかがわれず」、それにより隣人の副流煙が原因だと認めることはできないと判決が下されました。

裁判は 3 年間続き、合計 9 通の診断書と、１３通の意見書が医師や専門家から提出されましたが、結果、それら全てが「患者の自己申告を肯定するところから書かれており、そうである限りは客観的裏付けを欠いている」と断罪されました。

参考までに下記、宮田幹夫医師に下された判決部分を引用します。

《（第 1 審判決より引用）

宮田医師は A 娘について、「化学物質過敏症」と診断しているが、「化学物質過敏症」に関しては、現在のところ、その発生機序については未解明であるから、そもそも上記診断のみを根拠に、原告 A 娘について前記アで認定した体調不良ないし健康影響が、受動喫煙によって発生したなどと認定することはできない。また、宮田医師が原告 A 娘の症状の原因をタバコの副流煙と考えているとしても、同医師が行った各種検査は、いずれもタバコの副流煙と結びつくものではないから、その根拠となり得るものは原告 A 娘の主訴（甲３８　藤井注：問診票）以外には特段うかがわれず、客観的裏付けを欠いているといわざるを得ないことからしても、現に原告 A 娘に受動喫煙があったか否か、あるいは、仮に受動喫煙があったとしても、原告らとの健康影響との間に相当因果関係が認められるか否かは、その診断の存在のみによって、認定することはできないといわざるを得ない。

（第 2 審判決より引用）

次に、宮田医師は、控訴人 A 娘について、化学物質過敏症と診断しているが、化学物質過敏症については、様々な原因物質が考えられ、その発生機序について統一された見解が得られておらず未解明である上、宮田医師が控訴人 A 娘に対して行った各種検査は、化学物質過敏症の原因物質の特定と直接結びつくものではない。同医師の診断の前提である控訴人 A 娘の主訴（藤井注：自己申告のこと）は、被控訴人の喫煙による受動喫煙に基づく症状であるというものであったことからすれば（甲３８、問診票）、かかる主訴の前提となる事実関係に、特に受動喫煙が被控訴人宅からの副流煙であるということについて、前記のとおり客観的な裏づけがあると認めるに足りないという本件の証拠関係に照らせば、同医師の診断結果をもって、控訴人Ａ娘の体調不良ないし健康影響が、被控訴人によるタバコの受動喫煙によって発生したと認定することは困難であるというほかない。》

「香害」が引き起こすとされている頭痛、めまい、耳鳴り、吐き気などは、だれにでも起こる症状です。それにもかかわらず患者の申告だけで「香害」と判断する態度は、あまりにも短絡的と言わざるをえません。「香害」には、何の科学的な根拠もありません。客観的な病気というよりも、精神面に問題があり、過激な行動に走るのではないかとわたしは思います。

なお、横浜副流煙裁判については下記をご参照ください。

https://note.com/atsukofujii/n/nfb2d99055141#253c8cd7-562e-4d50-97b8-b9e3f4901f88

以上